原判決を破棄する。

被告人三名をそれぞれ懲役一年に処する。

被告人三名に対し、原審における未決勾留日数中各六〇日をそれぞれその刑に算入する。

被告人三名に対し、この裁判の確定した日から、いずれも二年間、それ ぞれその刑の執行を猶予する。

里 由

本件各控訴の趣意は、検察官提出の控訴趣意書に、これに対する答弁は、弁護人町田正男、同武田博孝及び同林千春が連名で提出した答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

各論旨は、要するに、原判決は、

「被告人三名は、

第一 ほか多数のA 1派に所属する者らとともに、B 1派に所属する者らの生命・身体に対し共同して危害を加える目的をもって、昭和六〇年二月五日午後一時五〇分ころから同二時二〇分ころまでの間、神奈川県川崎市 a 区 b c 番地付近路上から東京都町田市 d 町 e 番地所在 C 1 大学構内に至る間において、多数の竹竿・鉄パイプを所持して集合移動し、もって他人の生命・身体に対し共同して危害を加える目的をもって兇器を準備して集合し、

第二 ほか多数のA 1 派に所属する者らと共謀の上、前同日午後二時すぎころ、前記 C 1 大学構内において、B 2 らB 1 派に所属する者及びこれに同調する者七名に対し、竹竿・鉄パイプ等をもってその頭部・顔面・上肢・下肢等を多数回にわたり殴打し、突くなどの暴行を加え、よって、右B 2 ら七名に対して全治約一週間ないとこれ日間の頭部地創等の条件実を負わせ

いし二か月間の頭部挫創等の各傷害を負わせ たものである。」

という本件各公訴事実について、被告人ら三名を除く右A1派に属する者らが右各犯行に及んだ旨を認定しながら、被告人三名については、いずれも犯罪の証明がないとして無罪の言渡しをしたが、その理由として、大略、以下のとおり判示する。すなわち、 (1) 被告人A2については、警察官らは、同被告人を本件内ゲバ事件の準現

また、令状による差押の外観を有している右運動靴等についても、その差押許可 状は右のような違法な逮捕状態を利用してその発付を受けて押収したものであり、 更に、同被告人が逃走しようとしてその場に遺留した前記の買物袋等も、一連の違 法な身柄拘束行為の流れの中でやむなく放置されたもので、実質的には同被告人の 手から直接押収した場合と同視すべきであるから、これらの各証拠物の証拠能力が いずれも否定されなければならないことは右と同様である。

そして、これらの証拠物の存在を前提として得られた実況見分調書、鑑定書やこれらについて証言した証人の公判調書の供述記載等にも、右各証拠物と密接な関連を有する証拠なので、その証拠能力を認めることができない。これらの各証拠を除けば、同被告人について本件公訴事実を認めるに足る証拠はない。

(2) 次に、被告人A3、同A4については、警察官らは、両被告人を被告人A2同様に本件内ゲバ事件の準現行犯人として逮捕し、被告人A3、同A4が右逮捕時に所属していたナップザック、スポーツバック(いずれも在中品を含む。)を逮捕に伴う差押として押収し、着用していた運動靴等を、後日勾留中に令状により

差し押さえたというのであるが、警察官らが原判示成瀬街道沿いのE1入口バス停 横の脇道において、被告人両名を制圧し身柄を確保した時点では、被告人両名を準 現行犯人として逮捕しうる要件を一応充足していたものの、同所では現実の逮捕手 続をとらずに事実上その身柄を拘束した状態で、町田警察署に連行し、その後二時 間三〇分以上も経過した時点で漸く逮捕手続をとるに至ったものであるから、その 逮捕は違法であり、しかも、令状主義の唯一の例外として認められている(準)現 行犯逮捕に要求されている逮捕手続の厳格性に著しく反し、違法の程度が余りにも 大きいから、被告人A2の場合と同様に、右各証拠物及びこれらを前提にした鑑定 書等関係証拠に証拠能力を認めることはできない。

そして、これらの各証拠を除いた被告人両名の職務質問時に見られた外観、行動 等は、準現行犯逮捕の要件を認定する上での資料とはなりうるとしても、これらの みによって、被告人両名が本件公訴事実にかかる犯罪を実行したものとは到底認められず、他にこれを認めるに足る証拠はない。

しかしながら、原判決の右の結論は、証拠物の証拠能力の有無を吟味するうえで の前提事実、すなわち、被告人ら三名の逮捕手続及び各所持品等の押収に至るまで の一連の手続に関する事実を誤認し、かつ、憲法三一条、三三条、三五条、刑事訴訟法ニー二条、ニー八条、ニニ〇条等の各規定の解釈を誤って、本来証拠能力の認 められるべき証拠の証拠能力を否定するという訴訟手続に関する法令違反をおか し、その結果、無罪の判決を言い渡すに至ったもので、右法令違反は、判決に影響 を及ぼすことが明らかであるから、到底破棄を免れない。 というのである。

そこで、原審記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果をも参酌 して、以下、所論の当否について検討を加えることとする。

被告人A2に対する逮捕手続等の適否について

原審証人F1、同F2、同F3、同F4、当審証人F5、同F6の各証言、 司法警察員作成の昭和六〇年二月一三日付(F7作成のもの)及び同六三年四月二 〇日付各実況見分調書、警視庁科学捜査研究所法医科主事F8作成の鑑定書添付写真、司法巡査F1外二名作成の現行犯人逮捕手続書、司法巡査F1外一名作成の捜 素差押調書、司法巡査F4作成の押収品目録交付書、その他の関係証拠を総合すると、被告人A2の逮捕に至るまでの経過、逮捕、捜索差押等の状況は、おおよそ次 のとおりであったと認められる。

- (1) 警視庁町田警察署所属のF2巡査部長と同F1巡査は、昭和六〇年二月 五日午後二時一六分ころ、町田市原町田六丁目一番一一号所在の同署原町田派出所 において勤務中、「C1大学でけんかという――〇番通報があった。」旨の無線を 傍受し、その後、午後三時ころまでの間に、無線により、「C 1 大学 A 号棟付近で 内ゲバ発生」、「A1七〇名位とB1二〇名位が乱闘」、 「けが人が出てい る。」、「A1は玉川学園方向に逃走」等の続報を次々に傍受したため、逃走した内ゲバ事件の犯人の一部(A1派)が右派出所付近に姿を現す蓋然性が高いことを 予測し、緊張した中に同派出所入口内側に制服制帽姿で立ち、付近の通行人を注視 していたところ、午後三時一五分ころ、一見活動家風の男と被告人A2が息を切ら し、辺りをきょろきょろ見回しながら、同派出所前の車道から歩道に小走りに上が ってきて、同被告人とF1巡査の視線が合うや、同被告人は、瞬間目をそらし、連
- れの男とともに町田市 f の方向に小走りで駆けて行った。 (2) F 1 巡査は、二人のこのような様子や、当日朝からずっと小雨が降っていたにもかかわらず、二人とも傘を持たず、シャンパーの袖口などが濡れており、しかも、靴も泥で汚れているうえ、前記無線の第一報から約一時間を経過し、時間 的にみても、同派出所のある国鉄町田駅周辺に内ゲバ事件の犯人が現れてもよい頃 合いであったことや、同派出所付近には泥の付くような場所はなく、逆にС1大学 付近には泥が付く場所があることを知っていたことなどから、右二人を本件内ゲバ 事件に関係する挙動不審者と認め、F2巡査部長に職務質問をする旨伝え、直ちに

同派出所を飛び出し、右二人の後を追いかけた。 そして、派出所から約二〇メートルほどの地点で、約一〇メートルほど先にいた 同人らに対し、「ちょっと待って下さい。」と声をかけたところ、同人らは、二手 に分かれ、同巡査を無視したまま小走りを続けた。

同巡査は、自分に近い方にいた被告人A2の追尾を続け、f方向へ更に約五〇メ -トル進んだ横断歩道のあるG1ビル前歩道上で追いつき、左後方から同被告人の 左肩に手を当て、「ちょっと待ってくれ。」と言って停止させ、「今、内ゲバ事件があったので聞きたい。」旨質問を始めたところ、同被告人が一瞬顔色を変え、 「俺には関係ない。」と言って、制止しようとする同巡査を振り切り、その横をすり抜けて一旦車道に出た後、タクシー乗り場付近の車道上に所持していた買物袋を投げ棄てて、一目散にf方向に駆け出して行った。

(3) このような状況から、同巡査は、同被告人が内ゲバ事件の犯人であると判断し、これを追跡したところ、同被告人は、前記車道から再び歩道に戻り、更にD2ストアD3店角を左折するなどして逃走を続け、前記派出所から約三〇〇立ちル離れたG2ビルのD1堂裏搬入口内に入り込んだところで息を切らして立ちまったので、追いついた同巡査が、同被告人に対し、「ちょっと聞きたいことがあるので来てくれ。内ゲバ事件があったので、そのことについて聞きたい。」と言ったところ、同被告人は、両手を振り回して抵抗し、同巡査が同被告人のジャンパーの袖口あたりを掴んで制止しようとしたものの、なおも両手を振り回して暴れたたの補口あたりを掴んで制止しようとしたものの、なおも両手を振り回して暴れたため、その際でもみ合いとなり、その際、同被告人の右袖口がめくれて装着したたのでもみ合いとなり、その際、これまでの同被告人の言動などと合いて逮捕する。」旨告げて制圧行為に入った。

しかし、同被告人の抵抗が激しかったため、同巡査も手を焼き、近くにいた者に警察への通報を依頼し、間もなくミニパトカーでF9巡査とともに応援に駆けつけた同署所属のF10巡査と二人がかりで、同三時四〇分ころ、前記搬入口に隣接した駐車場のブロック塀際で、同被告人の両脇からその両腕を取って制圧、逮捕した。

(4) その後、F1巡査は、被告人A2の左腕を抱え込み、同じくそのころ応援に駆けつけたF4巡査がF10巡査と交替してその右腕を抱え込み、二人がかりで近くに停車させてあったミニパトカー後部座席に両側から挟むようにして座らせ、そのころ、F10巡査の運転で同所を出発し、同三時四七分ころ、同所から約五〇〇メートル離れた町田署に到着した。

このように、制圧、逮捕されるまでの間の同被告人の抵抗にはかなり激しいものがあったが、F10、F4巡査らの応援もあって、警察官らにおいて逮捕に成功し、F1巡査とF4巡査の二人で両腕をとってミニパトカーの後部座席に両側からせないようにして座らせ、抵抗したり、逃走できないようにしたため、同被告人い対しては、逮捕後も手錠は使用されず、また、同被告人が装着していた籠手については、狭いミニパトカー内で、強制的にこれを取りはずそうとすると、同被告人が抵して混乱する事態も懸念されたうえ、既に同被告人を逮捕し、警察官らの監視下に置いていたので、籠手を装着させたままにしておいても、厚1巡査において、精手を引き続きと考え、署に連行した後にこれを取りはずすこととし、F1巡査において、被告人に対し、車内で「籠手を差し押さえる。」旨告げたものの、右籠手を引き続き装着させたままにしていた。

F1、F4両巡査は、町田署到着後、同被告人の両腕を抱えて降車させ、同署本館一階の刑事課第一調室に連行したが、連行して間もなくのころ、同署警ら課所属のF6巡査部長と右F4巡査の二人が同被告人の両腕から右籠手を取りはずした。

(5) 他方、F2巡査部長は、前記派出所内の石油ストーブの火を消していたため、F1巡査より若干遅れて同派出所を飛び出したが、前記横断歩道付近でF1巡査が被告人A2に職務質問をしているのを発見し、自分もその左前方で同被告人らの方を見ていた連れの男に対して職務質問を始めたものの、その男に振り切られて逃げられ、結局、その追跡を断念し、一旦派出所に戻ってF1巡査の追跡状況を本署に無線で連絡した。そのうえで、被告人A2が投棄した前記の買物袋を確保するため、投棄場所に向かったところ、タクシーの運転手が右買物袋と追跡時に飛んだF1巡査の制帽を拾ってきて渡してくれたので、これを受け取り、派出所に戻ってF1巡査からの連絡を待った。

間もなく、午後三時四〇分ころ、同巡査から犯人を逮捕した旨の無線連絡が入ったので、この買物袋を証拠品として押収することとしたが、買物袋に入っていたナップザックの中身を特に確かめることなくそのまま保管し、その後、同派出所に右買物袋を取りに来た同署所属のF3巡査に、そのままこれを渡した。 (6) F3巡査は、同四時すぎころ、右買物袋を同署刑事課の大部屋に持ち帰るのでする。

(6) F3巡査は、同四時すぎころ、右買物袋を同署刑事課の大部屋に持ち帰り、そのころ、相前後して同室に前記籠手を持ち込んできたF4巡査とともに、押収手続の一環として、右買物袋の在中品の確認に立ち会い、F4巡査が右在中品の品名等をメモし、その後、買物袋のほか、これらの在中品及び右籠手に関する押収品目録交付書を作成した。

また、そのころから、前記F1巡査によって、同巡査及びF10、F9巡査連名

の現行犯人逮捕手続書の作成が始められたが、これに二時間ほどの時間を費やし、次いで、同巡査と F 2 巡査部長の連名による右押収品についての捜索差押書が作成された。

(7) なお、被告人A2は、前記取調室に連行されて間もなく、同署刑事課所属のF5巡査部長により弁解の機会が与えられ、弁解録取書が作成されたが、分散留置後、更に成城署においても、同署所属の警察官によって弁解録取書が作成された。

また、同被告人が逮捕時に着用していた衣類、運動靴等については、同月八日、裁判官の発付した差押許可状に基づいて、右成城署において押収手続がとられた。二 以上の事実によれば、F1巡査が前記の横断歩道付近の歩道上で、被告人A2の左肩に手を当てて停止させ、職務質問を開始したのに対し、同被告人がその制止を振り切り、同巡査の横をすり抜けて、一目散に駆け出して行ったことは、まさに、刑事訴訟法ニーニ条二項四号にいう「誰何されて逃走しようとするとき」に当たるというべきであるし、また、同被告人がD1堂裏搬入口付近において籠手を装着していたことは、同条項二号にいう「明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき」に当たるということができる。

その他の物を所持しているとき」に当たるということができる。 〈要旨第一の(一)〉そして、同被告人がF1巡査から不審者として職務質問を受けたのは、時間的には本件各犯行後約一時〈/要旨第一の(一)〉間を経過したど、のは、時間的には本件各犯行現場から直線距離にして約四キートルと直接の下であり、かつ、場所的には右犯行現場から直線距離にしてが事件発生直後から直線による犯人の検索が開始され、国鉄や小田急の町田駅のある同所付近歩道上であるが、当日は明のある同所であるが実施されており、下1巡査らも、刻務についてあり、派犯のであるであると、前間的にも、犯人が現れてよい時分に、被告ときが現れたのであった。ことであるから、同被告人のと本件内に認められるとき」に当たると、「日間は日本のとないます」に当たのに、「日間は日本のとないます」に当たのに、「日間は日本のには「日本のと、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日間は日本のには、「日本のには、「日間は日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のは、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のは、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のには、「日本のは、「日本のには、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日

したがって、同被告人を本件内ゲバ事件、すなわち、兇器準備集合、暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害罪の準現行犯人と判断して、これを制圧、逮捕したF1巡査らの前示のような行為は、適法な逮捕行為であることが明らかである。

〈要旨第二の(一)〉籠手についても、逮捕地点であるD1堂裏搬入口付近は、民有地であって、逮捕直後の興奮さめやらぬ被告〈/要旨第二の(一)〉人A2の両腕から、その抵抗を抑えて籠手を取り上げるには適当な場所ではなく、逃走を防止するためにも、至急ミニパトカーに乗車させる必要があったと認められるので、同所できたが行なわれなかったことはやむをえないところであるし、かつ、同車内においても、前示のような理由から、差押が見合わされたとしても、車で約五分、右逮捕の現場から約五〇〇メートルの距離にある町田署において、同被告人の連行後間もなく押収がなされたことにかんがみると、逮捕との時間的、場所的接着性の要件を充たしているものと考えられ、これまた、右条項二号の「逮捕の現場」における押収とみて差し支えなく、いずれも押収手続に違法と目すべき点はない。

ちなみに、逮捕の現場での差押、捜索等に令状を必要としないとされているのは、逮捕の現場においては、被疑者等が兇器を所持しているおそれがあるという危険性のほか、証拠存在の蓋然性が高く、その場での差押や捜索等を許すべき緊急

性、必要性が認められること及び逮捕によってその場所の平穏等の法益は既に侵害されており、更に逮捕の現場での差押や捜索等を認めたとしても、その面での新たな法益侵害はさほど生ずるわけではないこと等を理由とするものと解される場所とない、被疑者に所持品等を持たせたまま、時間的にも場所的にもそう隔たつい、差押に適する場所まで連行し、同所で差押をする場合には、所持の状況に特段の変化はなく、逮捕の地点でこれらを差し押えた場合と比べてみても、被疑者に移り、必要性、相切の不利益を与えるおそれはなく、証拠存在の蓋然性、押収の緊急性、必要性等は依然として存するのであるから、「逮捕の現場」というに対している。

右に述べたように、同被告人に対する逮捕手続に違法が認められない以上、その後の勾留を違法視すべきいわれはないから、前記の差押許可状による押収も、適法、有効なものということができる。

しかしながら、F1巡査が籠手を見たのは、取り押さえられまいとして暴れる被告人A2と夢中になってもみ合っている最中の出来事であり、しかも、右証言時より一年余も前の事柄であるので、その時の状況について記憶に若干の混乱がみられたとしても、ある程度やむをえないところであり、同被告人が手を下げたときに見えたのか、それとも上げたときに見えたのか、証言が変わってきたとしても、そのことから直ちに、もみ合っている際に籠手が見えたという同証人の供述自体の信用性まで否定することは相当でないというべきである。しかも、原判決は、被告人A2の右供述について、「右籠手の形状などからびた」

しかも、原判決は、被告人A2の右供述について、「右籠手の形状などからみても尤もと思われる。」とするが、籠手の形状などからみて、同被告人の供述が何故「尤も」なのかが明らかでなく、むしろ、本件籠手は、相当の重量があり、同被告人は、この籠手を装着したまま、約三〇〇メートルほどの距離を疾走したうえ、F1巡査ともみ合っているのであるから、手首付近にずり下がっている可能性が大であり、同巡査の証言にもあるように、格闘中にジャンパーの袖口のボタンがずれて袖口がめくれ、あるいは、ずり上がれば、籠手が見えるのもごく自然であって、被告人A2ともみ合っている最中に籠手が見えたとする同巡査の証言を信用できんいとする理由はないといってよい。F1巡査とともにミニパトカー内で同被告人のとする理由はないといってよい。F1巡査とともにミニパトカー内で同被告人の、能手が見えた旨を供述し、これを裏付けているのである。

被告人A2は、籠手の上に、長袖シャツ、トレーナー、ジャンパーを着用していた旨供述するが、この点は、原審における右F4証言のほか、当審におけるF6証言によっても明確に否定されるところである。すなわち、同証人は、当日午後三時五〇分ころ、被告人A2が若い警察官二名に両腕を抱えられるようにして刑事課の大部屋に入ってきたので、一号調室に入れさせた後、看守係の立場から、同被告人の両腕を掴んで机の上におかせ、袖口をまくり上げて籠手の存在を確かめ、かった手にはめていた籠手の左右両側に自分の両手の親指を入れて掴んで引っ張ったところ、左腕から簡単に抜けた、右手の方はF4巡査が取った、同被告人は、籠手をジャンパーのすぐ下に装着しており、籠手の下は黒っぽいトレーナーであった旨を

供述する。同証人は、事件後七年余を経て、当審において初めて証人に立ったものであるが、記憶は鮮明であって真実味に富んでおり、この証言は十分に信用できるといってよい。

の時点では、具体的な犯罪行為との接着性、明白性が欠けていたとする。しかしながら、所論も指摘するように、原判決のこのような事実認定や証拠評価 の方法は、被告人A2らと犯罪行為との結びつきを示し、これを裏付ける具体的な状況的事実を個々に分断して矮小化し、過小評価したものといわざるをえず、これ らを総合して判断するならば、当然認められるはずの同被告人らの挙動、服装等の 異常性を看過した点で、すこぶる問題があるというほかない。まず、これを個別に みても、東京管区気象台長作成の照会回答書によれば、当日は午前八時すぎから雨 が降り出し、午後も間断なく降り続き、午後三時で北北西の風、風速四・四メートル、気温も五・一度という肌寒い冬の日であったことが認められるのであり、この ような天候の中に二人して傘もささずに駅方向に向かってくるというのは、不審を感じさせるものであるにもかかわらず、原判決が「学生などが傘をささずに通行するようなことは、さほど珍しいことではない。」という一般論に解消させてしまっ た判断は、あまりにもその場の具体的な状況を無視したものといわざるをえない し、靴の泥にしても、派出所付近には泥のつくような場所もなく、かえって、内ゲ バ事件のあったC1大学周辺は山や造成地に囲まれており、その辺りを歩けば靴が 泥で汚れることを知っていたF1巡査が、二人の靴に泥がついていたことから、同 派で方れることで知っていた。「巡点が、一八の礼に派がって、その汚れの程度被告人らと本件内ゲバ事件との関連を疑ったのも当然であって、その汚れの程度 も、それを見てF1巡査が現実に二人に不審を抱いたのであるから、「一般人が強 い印象を抱くほどの著しいものではなかった。」と原判決が結論づけるのは、いささか独断にすぎるものというほかない。「罪を行い終ってから間がないと明らかに 認められるとき」とは、何の情報も与えられていない一般人の立場に立ってこれを 判断すべきものではなく、現に発生した犯罪行為の概要や犯人像について一定の情 報を与えられ、警戒に当たっている警察官の認識力や判断力を基準としてよいこと はいうまでもない。

原判決が分断評価したこれらの事実を総合すれば、C1大学南方に逃走した内ゲバ事件のA1派犯人たちが派出所周辺に現れてもおかしくない時分に、一見して活動家風の二人連れの男が現れ、しかも、この二人が揃って傘もささず、頭髪やジャンパーの袖口が雨に濡れ、派出所付近は舗装道路で靴が泥で汚れるはずもないのに、泥で汚れた靴を履き、小走りに駆けて来て、きょろきょろ辺りを見回したうえ、立哨中の警察官と目が合うや慌てて目をそらして、小走りに立ち去ろうとしたというのであるから、これを疑わない方が不思議といってよく、このような同被告

人らの挙動や服装には、約一時間ほど前にC1大学で発生した本件内ゲバ事件との関連を疑わせる異常性が十分にあったことは明らかである。しかも、同巡査は、被告人A2らを発見した時点において直ちに逮捕に着手したわけではなく、同被告人らを呼び止め、職務質問を行おうと試みたのであって、逃走を図った同被告人を追跡してD1堂裏搬入口付近においてこれを停止させ、手首を押させる等の措置によってその抵抗を制止しようとしたことも、なお適法な職務質問の範囲に属するものと認めてよい。そして、その後に同被告人が籠手をつけているのを発見し、派出所の中から同被告人らを観察したときの状況、職務質問を行おうとした際に逃走した同被告人の態度等と総合して、内ゲバ事件の犯人と断定して逮捕に踏み切ったわけであるから、その判断は正当としてこれを是認することができる。

これらの点に関する被告人A2の供述をみると、不自然、不合理な点が多く、到底信用しがたいことが明らかである。二、三の例をあげれば、「1」同被告人は、F1巡査から職務質問を受けたときに連れはいなかった旨供述するが、これなどは明らかにF1巡査やF2巡査部長の各証言から認められる当時の状況に反するものというほかない。F1巡査とF2巡査部長が、二人して一般の通行人を同被告人の連れと誤認するわけもないし、もし、同被告人に連れの男がいなかったとしたならば、同巡査部長も、当然F1巡査に協力して被告人A2の付近に立ち、その逃走防止に当たったものと思われるのに、それをしなかったのは、連れの男に対する職務質問を開始し、逃走したその男を途中まで追跡したからにほかならない。

また、「2」同被告人は、F1巡査とは目が合っていない、派出所前の歩道を普通の速度で歩いていた、ジャンパー等は多少濡れていたかもしれないが、目立つほどではなかったし、靴も汚れていなかったなどと、ことさら通常の通行人らしさを強調するが、これが本当だとするならば、F1巡査の目に不審に映ずるはずもなく、かえって、不自然であり、F1巡査の意識的な観察に基づく具体的な証言に比べて到底信用することができないし、証拠物たる運動靴そのものや前記のF8作成の鑑定書添付の写真等に昭らしても、その虚偽であること明白である。

の鑑定書添付の写真等に照らしても、その虚偽であること明白である。 加えて、「3」同被告人は、買物袋を手放したときの状況について、「後方から無理矢理引っ張って取られた。」旨供述するが、右買物袋には、別段引っ張り合って生じた損傷の跡も見受けられず、その落ちていた場所も、F1巡査から職務質問を受けた歩道上とは異なる、タクシー乗り場近くの車道であって、タクシーの運転手が拾ってこれを届けているのであり、一旦車道に逃れ、その後再び歩道に上がって疾走した被告人A2の逃走経路と合致しているのである。このように、同被告人の供述には、俄に信用しがたい疑わしい点が多々あるものといってよい。

(3) 更に、原判決は、D1堂裏搬入口付近において被告人A2を逮捕したとするF1巡査の証言をしりぞけ、この時点では、警察官が同被告人に対して準現行犯人としての逮捕手続をとっていないとみるのが相当であるとするが、所論も指摘するとおり、この点の判断にすこぶる問題があることも否定できない。

するとおり、この点の判断にすこぶる問題があることも否定できない。 すなわち、原判決は、F1巡査ら警察官は、被告人A2を本件内ゲバ事件の被疑者として、前記D1堂裏搬入口付近でその身柄を拘束したものの、正規の逮捕手続をとるべきか否かについて判断ができず、取りあえずこれを町田署まで連行し、上司の指示を待ち、町田署においても、同被告人が果たして本件内ゲバ事件の犯人集団とされているA1派に属するものか否かについて判断しかねたことから、警視庁のA1派担当の警察官による識別を待ってその確認を得たうえ、同日午後七時ころ に至り、同警察署取調室において漸く逮捕に踏み切ったものとみることができると する。

そもそも準現行犯人と目される被疑者に対して、このような強力な有形力の行使を伴う身柄拘束行為があった以上、これを逮捕行為とみるべきであり、そのうえで、準現行犯逮捕の要件を具備しているかどうか、逮捕後の引致手続、弁解録取手続、証拠物の押収手続等に問題がなかったかどうかを判断すべきあるのに、原判決が被告人A2を町田署に連行した後の状況や手続に重きを置いて、そこから逆に、D1堂裏搬入口付近における警察官らの身柄拘束行為の逮捕性を否定したことは、まさに本末転倒の判断といってよい。

また、原判決は、F1巡査らが同被告人に対して手錠を使用しなかったことをも、逮捕の有無を判断するに当たって、かなり重視しているものと認められるが、逮捕に当たって手錠を使用するか否かは、逮捕時の具体的状況によって判断されるところが大きく、本件において、F1巡査がF10、F4両巡査らの応援を得て、同被告人の制圧に成功し、その両腕を左右から抱え込んでミニパトカーに乗車させたため、あえて手錠を使用しなかったとしても、別段逮捕行為として異とするには当たらず、手錠を使用しなかったからといって、逮捕行為がなかったという推論が導き出されるものではない。

しかしながら、被告人A2の原審供述は、一般的にみても、弁護人の質問に対しては答えるが、検察官の反対質問に対しては供述を拒否する場面が多く、その信憑性については少なからぬ疑問が持たれるうえ、前記のように、職務質問から追照受けるまでの経緯について述べるところも、不自然、不合理であり、これらにといる原判決の判断には、俄に賛同しえないものがある。所論も指摘するとおり、町と意見書において、俄に賛同しえないものがある。所論も指摘するとおり、町と意見書において、「警察官は私の『釈放せよ』という要求に答えないはがりかり、「警察官は私の『釈放せよ』という要求に答えないばかりがりた。」とは私の身につけていたものを有無をいわさず机の上に並べたて、『これはがのか』、『何のためにもっているのか』などと取調べを始めたのである。」と述べていることも矛盾する内容を持ち、同被告人が逮捕の違法性を強調するためにそのときどきで異なる供述や主張をしていることを窺わせる。

これに対し、原審において取り調べた関係各証拠のほか、当審証人F5、同F 6、同F11の各供述及び証拠物たる被告人A2に対する弁解録取書等の証拠によ れば、同被告人については、町田署に連行されて間もなくの午後四時ころに、F5 巡査部長によって、弁解の機会が与えられ、弁解録取書が作成されたことが明らか であり(なお、右弁解録取書の内容事項等を記載している際には、まだ逮捕番号は 決まってなく、その後に町田署四号と記入し、それを更に指示によって三号と訂正 したこと及び右弁解録取書には「現行犯人逮捕手続書記載の犯罪事実の要旨を告げ た」旨記載されているが、実際には、その時点ではまだ同手続書は作成されておらず、同証人が無線で得た情報や逮捕警察官から聞き取ったところから、犯罪事実の 要旨を告げたことが窺われる。)、前記の買物袋や籠手についても、その後間もな く押収手続がとられたことが認められる。更に、F11証言によれば、同刑事が町 田署に到着後に、A 1 派及びB 1 派の被疑者を、逮捕番号のうえからも明確に区分 するため、それまでに付けられていた被告人A2の逮捕番号町田署四号を同三号に 付け替えさせたことが認められ、これからみても、F11刑事の到着前に、既に町田署において逮捕番号が各被疑者に付せられていた公算が大であるといってよい(もとより、その後に病院等で逮捕され、町田署に連行されてきたB1派関係の被 疑者については、別論である。)。仮に、被告人A2が供述するように、F11刑 事が来署し、その識別をまって初めて被疑者らに逮捕番号が付されたとするなら ば、最初からA1派とB1派とを分けて番号を付すよう指示したはずであって、 告人A2に一旦付けた番号をその後に至って付け替えるというような不手際はなか ったであろうと思われる。

なお、原判決は、「被告人A3及び同A4らについて認められる同被告人らの町田署到着後の状況とも対比すると、概ねこのような事実があったものと認めることができる。」とするが、被告人A3、同A4らの供述が信用しがたいものであることは、後述のとおりであり、到底これらの供述によって被告人A2の供述の信用性が補強されるものではない。

四 弁護人らは、答弁書及び弁論要旨において、詳細、多岐にわたって検察官の主張に対する反論を展開するものの、その所論の採りえないことは、原判決の当否について説示してきたところから、自ずから明らかであるが、これらの所論のうちの残された主要な点を取り上げて、被告人A2に対する逮捕及び押収手続に問題がなかったか、更に検討することとする。

弁護人らは、F 1証言について、「1」同巡査は、署括系無線により、 ·六分の第一報から一~二分もたたないうちに第二報として、「C1大学A号棟付 近で内ゲバ発生、A1七〇名くらいとB1二〇名くらいが乱闘、重傷者等のけが人 が出てH1病院等に収容した。A1は玉川学園方向に逃走した。」との内容の・ ○番通報が入った旨証言するが、この時刻に同巡査が述べたような無線が入るはず はなく、また、無線での逃走方向は「玉川学園方向」であって、E2団地方向とは言われていない、玉川学園方向に向かい、更に小田急線、国鉄線の町田駅に行くには、両町田駅の北または西側に出て南下するしかなく、駅の東側にある原町田派出所周辺を犯人らが通行することは考えられない、「2」同被告人に対する本件押収 手続の異常性は、誰が主体となって、何時、押収したのかが全く明確でないという 点である、差押をしたというF1巡査は、実際には、籠手の差押をしていないし、 買物袋についても、F2巡査部長は在中品すら確認していない、F1巡査にいたっ ては、買物袋についても見ていない、それにもかかわらず、F1巡査が籠手をD1 堂裏で差し押え、F2が派出所内で買物袋や在中品を差し押えたとされている捜索 差押調書が作成されているのである、「3」当審証人F6の証言についてみても、 同証人は、検察官調書とは異なる証言をしており、その内容も不合理、不自然で、 F4巡査やF5巡査部長の証言とも相反する点が多く、全く信用できないものである、「4」当審証人F5の証言が明確な記憶に基づくものでないことは明らかであ 同人が作成したとされる弁解録取書の文面からもその証言は虚偽との疑いを強 く抱かせ、他の警察官の証言と照らし合わせても様々な矛盾がある、結局、同人が 作成したとされる弁解録取書は、同人の証言する時間帯にではなく、午後六時三〇 分すぎの逮捕後に作成されたとみるのが合理的である、「5」当審証人F11の証 言は、女性被疑者の存否、被疑者の人数、被告人A3を見た順序、逮捕番号の有無 等について証言を変更したり、あいまいな証言を繰り返すに終始し、被告人三名に 逮捕番号が付いていた旨及び被告人A2の逮捕番号の変更は自分が指示した旨の証 言も到底信用できるものではない旨主張する。

まず、「1」の点であるが、確かに、無線の入電時刻等に関するF1証人の供述

には、客観的な事実に反する部分もあり、この点は弁護人らの指摘のとおりである。しかし、当時の客観的な無線内容やその時刻は、F2証人及びF12証人等の 証言によってほぼ明らかにされており、F1巡査の証言の混乱も、本件当日午後二 時一六分以降三時ころまでの間に刻々として入っていた無線情報をほぼ同一の時間 帯に傍受したように記憶した誤りにすぎず、当時は一の(1)に判示したような無 線情報の客観的な内容を傍受し、それに基づいて行動していたものと認められるの で、被告人A2を発見した際、同被告人らの挙動や服装から本件内ゲバ事件との関 連を疑うに足るだけの情報を十分に持っていたと認めることができる。また、所論は、玉川学園方向に逃走したという無線情報が入ったにすぎないのであるから、国 鉄、小田急の両町田駅の東側にある原町田派出所周辺に犯人が現れることは考えら れないという弁護人らの判断の下に、検察官の主張する警察官の認識を否定するの であるが、F1、F2の両警察官は、弁護人らのような見解をとることなく、この情報から、玉川学園の延長線上にある町田方面にも犯人が逃走してくる可能性を考 えて警戒に当たっていたところ、被告人A2らが現れたのであって、結果的には、 両警察官の予測が的中したことが明らかであり、所論は、独断的な自己の見解を前 提とするもので、全く理由がない。

「2」の点についても、確かに、実質的な捜索差押の実施は主として町田署にお いて行われているのであって、F1巡査及びF2巡査部長作成の捜索差押調書が捜 索差押の経過等を必ずしも正確に記載していないことは、所論指摘のとおりであ る。しかし、本件における捜索差押の経過は、前記認定のとおり、かなりの時間 的、場所的な広がりを持った複雑なものであって、捜索差押場所やその経過に関する記載が、作成者の判断によってある程度要約され、概略のものとなったこともそ れなりにやむをえないところである。本件捜索差押調書には、籠手の捜索差押の場 所として、F1巡査が差し押える旨を告げたD1堂裏搬入口(これも更に正確にい えば、右D1堂裏搬入口付近に駐車中のミニパトカー内ということになる。)が記 載され、また、買物袋についても、前記派出所において、F2巡査部長が保管中、 逮捕の報が入ったことから、同所においてこれを押収したものとして記載され、 れぞれの押収主体であるF1巡査及びF2巡査部長の連名で全体について一通の捜索差押調書が作成されているが、このような記載は、差押場所の点やその後の町田 署における押収経過を省略した点等で不正確ではあっても、これによって押収手続 が不適法になるような瑕疵ではなく、ましてや、これらの証拠物の証拠能力を失わせるような押収手続の違法が生ずるものでもないと解すべきである。したがって、 この点に関する所論も、採用の限りでない。

なお、籠手の押収について若干付言するに、原判決は、被告人A3及び同A4に 対する逮捕手続の適否を判断する箇所において、「差し押さえる。」旨告知したとするF1証言についても言及し、いわば「創作」としてこれを排斥しているが、前 述の逮捕に至るまでの流れからみても、この証言は別段不自然なものではなく、現に、その場に居合わせたF4巡査もこれを聞いて時間を確かめた旨証言しているの であるから、これを認めて差し支えないものと思われる。しかし、仮にこのような 告知がなかったとしても、これによって、町田署における差押が直ちに違法となる ものではなく、同署における差押は、なお、逮捕の現場における差押としての性格 を失わないものとみるべきであるし、逆に、かかる告知があったからといって、 れによって直ちに差押の着手があったと認められるかは、いささか疑問といわざる をえない。これを消極に解すれば、本件籠手の捜索差押については、差押等をしていないF1巡査が同調書を作成したことになるが、右捜索差押が逮捕に伴うものであるところから、被告人A2の逮捕者であり、しかも、逮捕の現場で右籠手を発見している同巡査がこれを作成したとしても、この誤りは、捜索差押手続を違法とす るまでには至らないものというべきである。

「3」のF6証言の信用性については、同人の検察官調書が証拠として双方から 提出されておらず、当審としても、これとの食い違いについて立ち入った判断はしがたいが、右のような食い違い等があったとしても、被告人A2の連行後間もなく、同証人とF4巡査の二人で同被告人から籠手を取り上げ、次いでF5巡査部長 に弁解録取書の作成を依頼したとする同証言の根幹的部分の信用性に影響を及ぼす ものではない。

「4」のF5証言は、その証言日時が事件から七年以上も経過した後であること もあり、その記憶が必ずしも鮮明でないことは事実としても、検察官の主尋問に対 して同証人が供述するところを疑うべき理由は全くない。 また、本件弁解録取書の人定事項が逮捕番号を除きすべて現行犯人逮捕手続書の

人定事項と同じであるということから、所論が同証人において現行犯人違捕手続書 を見ながら弁解録取書を作成したものと推測し、したがって、同証人が供述するよ うな午後四時すぎに作成されたものではなく、もっと遅い時間に作成されたもので あるとする点も、弁護人らの憶測というほかない。F1巡査が現行犯人逮捕手続書 の作成に要した時間等からすれば、むしろ、捜査書類の作成に不慣れな同巡査が、 既に作成されていた弁解録取書を見て作成したというの可能性を考えるべきであっ て、必ずしも弁護人らの主張するような結論に達するわけではない。現に、右両書 類を対照してみれば明らかなように、弁解録取書は、被告人A2の逮捕番号が四号とされていた時期に作成されたものであり、現行犯人逮捕手続書は、その後、若四 号が三号に改められた後に作成されたものであることが明らかであるから、弁護人 らの右主張は失当であり、所論指摘の事実こそ、弁解録取書及び現行犯人逮捕手続 書の作成順序とそれぞれの作成時間に関する両証人の証言の正確性を物語っている のである。

「5」のF11証言も、弁護人らの反対尋問によって、それまでの供述を翻したり、所論指摘のようなあいまいな供述に後退するなど、信用しがたい面も存する。 が、前述したように、同人が町田署に到着する以前に既に被告人らに逮捕番号が付 けられており、被疑者らの面割りをした同人の指示によって、被告人A2の番号が 付け替えられたという点は、他の証拠と合わせて信用してよいものと認められる。 したがって、被告人らに対する逮捕番号は午後六時半以降に付されたものとする弁 護人らの所論は、到底容れることができない(なお、弁護人は、逮捕番号が決まった段階で逮捕告知もあり、逮捕もなされたとみているようであるが、逮捕及びその 告知は、既に逮捕場所においてなされているのであって、逮捕番号の決定時刻は何 ら逮捕時間を推認させるものではない。)

五 結局、原判決は、D1堂裏搬入口付近における被告人A2に対する警察官ら の制圧行為を逮捕と認めず、その後の身柄拘束を違法な身柄拘束としたうえ、町田 署において初めて同被告人に対して逮捕手続がとられた旨認定し、この逮捕をも違 法とした結果、これらの身柄拘束を利用してなされた押収手続まですべて違法とし たものであって、その誤りは到底是認できないところである。 第二 被告人A3及び同A4に対する逮捕手続等の適否について

ー 原審証人F12、同F13、同F14、同F15、同F16、同F17、当審証人F18、同F11の各証言、司法警察員作成の昭和六〇年二月一三百付(F19作成のもの)、同月一六日付、同六三年四月二九日付、平成三年五月二四日付 各実況見分調書、司法警察員F16外三名及び司法警察員F13外三名各作成の各 現行犯人逮捕手続書、司法巡査F15作成の捜索差押調書及び押収品目録交付書、 同F14作成の捜索差押調書及び押収品目録交付書、その他の関係証拠を総合すると、被告人A3、同A4両名の逮捕までの経過、逮捕、捜索差押等の状況は、おお むね次のとおりであったと認められる。

(1) 町田警察署警ら三係所属のF12警部補以下一〇名の警察官らは、前記の各犯行が行われた当日同署で待機中、午後二時一六分ころ、前示のような「C1 大学でけんかという一一〇番通報があった」という無線を傍受し、この第一報に続 いて、A1派七〇名がB1派二〇名を襲撃し、けが人が多数出た、A1派は玉川学 園駅方向に逃走中といった内容の無線を順次受け、午後二時五〇分ころ、同署の交 通検問車(マイクロバス)で犯人検索のため出動した。

石警察官らは、東京都町田市hi丁目所在のC2大学グランド入口付近で検問中、同大学職員から、「二〇名くらいの学生が鉄パイプ、ヘルメットなどを捨てて、E2団地の方に逃げている。」という情報を得て、右検問車でE2団地を経て C1大学正門に至り、警戒中の警察官から、「学生らがC1大学職員寮のところか ら山に向かって逃げた。」という情報を得、再びE2団地に向かって犯人検索を続 けながら進行したが、その間、途中の道路脇にマスク、タオル、雨具などが点々と 捨てられているのを目撃し、内ゲバ事件の犯人らがこの辺を通過したことを確認し た。

(2) 更に、午後三時五〇分ころ、右警察官らは、交通検問車で町田市jk丁目付近を検索走行中、タクシー運転手から、「一時間くらい前に五、六〇名の者が 通り、国鉄成瀬駅へ行く道を尋ねたので、教えてやった。」、 「傘も持たず、みな ずぶ濡れで汚れていた。」との情報を得たので、直ちに右成瀬駅方面に向かったと ころ、午後四時ころ、進行中の道路が成瀬街道と交差する手前約四〇メートルの地 点で、警察官らのうち、まずF14巡査が逸早く、左前方の同街道沿いのE1入口 バス停の前に、二人連れの男が立っているのを見つけた。

同巡査は、その後も二人から目を離さずに注視していたところ、同人らも、交通検問車の方を注視しており、右検問車が右交差点を町田駅方向に右折しかかった 際、一方の男(被告人A3)が右回りして他方の男(被告人A4)の方を向き、何 か話している様子であったので、その後ろ姿を見ると、靴が泥まみれで、ズボンの 裾に泥が跳ね上がって付いているのが見え、それまで車内で同僚警察官らと話し合ってきた内ゲバ事件の犯人の様子に合致したことから、内ゲバの犯人と直感し、咄 嗟に、「バス停におかしい男がいる。靴が汚れている。」と大声を出して他の警察官らに知らせ、「バスを止めろ」と怒鳴った。 (3) 同じように二人連れの男を見ていた F 1 6 巡査部長や、右の大声でこれ

に気づいて二人連れの方を見た他の警察官らも、口々に、「止めろ」と言って、同 市Im番n飲食店「D4」を通り過ぎた付近で停車した同車から一斉に降車した。 被告人両名は、この交通検問車の動静を窺っていたが、同車が停車したのを見 て、被告人A3が先になって、バス停を出て歩き出し、E3住宅に通じる脇道に入っていこうとした。降車した警察官ら八名は、ロ々に、「待て」と大声をあげながら、F14巡査を先頭に全速力で、被告人両名を追いかけて行ったが、被告人ら は、停止を求めるこれらの警察官らの声を耳にし、当然これを承知していたと認め られるのにこれを無視し、始めは普通の速度で、その後は、小走りとなって、右脇 道の入口から約二〇メートルの地点まで差しかかったところで、前記の降車地点か ら約五〇メートルの距離を走ってきた警察官らに追いつかれた。

(4) 追いついた警察官らは、まず、F14巡査が被告人A3の前面に立ちふさがり、F20、F17両巡査がその左右に、同被告人の約一メートル後方にいた 被告人A4の周りをF13巡査部長及びF15、F21、F22の各巡査が取り囲み、一足遅れてきたF16巡査部長が右被告人らの中間に位置し、それぞれ各被告 み、一定遅れてきたドーも巡査部長が石板音人らの中間に位置し、それぞれ各板音人の身体、服装等を観察しながら、各被告人に対し、こもごも、住所、氏名を尋ね、「今まで何していた。」、「どこへ行くんだ。」、「C1大の内ゲバ事件の関係で聞きたい。」、「どうして靴が汚れているんだ。」、「所持品を見せなさい。」などと質問を始めたところ、被告人A3は、当初、行く手を遮ったF14巡査を無視して前に出ようとして同巡査に制止され、更に、警察官らに、「何の権利があるんだ。」と大声を出し、反抗的な素振りを示したが、その後は二人とも一切質問には答えず、黙秘する態度に終始していた。 F14巡査らが被告人両名の様子を見ると、両名とも髪は濡れてべったりとしており、靴は泥まみれで、泥水に漬けたような状能であり、また、被告人A4の右頸

おり、靴は泥まみれで、泥水に漬けたような状態であり、また、被告人A4の右頬 や鼻などには、内ゲバの乱闘中に受傷したものと思われる新しい傷痕があり、血の 混じった唾を地面に吐くなど、口の中も負傷している様子であった。

以上のような右被告人らの質問に対する態度、外見、前示のような停止 (5) を求めた警察官らの呼びかけに応じなかった状況などから、警察官らは、被告人両 名が本件内ゲバ事件の犯人であると判断し、同日午後四時五分ころ、F13巡査部長が被告人A4に対し、「内ゲバの現行犯として逮捕する。」旨を告げ、F15、 F21両巡査が同被告人の両腕を取り、後方から中島巡査がその着衣を押さえ、そ の場で制圧、逮捕した。

他方、被告人A3に対しては、右F13巡査部長の逮捕する旨の声に呼応する形 で、F14巡査が「分かったな。」と言って、一、二歩前へ出ようとした同被告人の前を押さえ、両脇からF20、F17両巡査が左右の腕を取り、後方からF16 巡査部長が腰を押さえて、その場で制圧、逮捕した。これに対し、被告人両名とも、抵抗する素振りを示さず、無言で全く無視する態度であった。

被告人両名を逮捕した警察官らは、その場で身体捜索及び所持品等の押 収を行うことは、狭い道幅や車の通る危険性などから、場所的に適当ではないと考 え、同所では、被告人両名の着衣や所持していたバッグ等にその上から手で触れ、 危険物等の有無を一応確認する程度の簡単な身体捜検にとどめ、そのまま右被告人 らを交通検問車に乗せて町田署に連行しようとしたが、同車が停車した場所に見当たらなかったことから、F13巡査部長が取りあえず右被告人らを近くの成瀬駐在所へ連行するように指示した。

そして、被告人両名にそれぞれのバッグ等を持たせたまま、各被告人の両脇から それぞれ二名の警察官がスクラムを組むようにして、被告人らの両腕を押さえ、そ の前後を他の警察官らが取り囲むようにして、同日午後四時一〇分ころ、同所から 約三〇〇メートル離れた成瀬駐在所まで連行した。この間、被告人らは、いずれも 抵抗したり、逃走するような素振りを示さなかった。 (7) 右駐在所で、警察官らは、町田署に無線を入れて、「内ゲバ犯人を二名

確保した。」旨及び現在地を知らせ、検問車を駐在所に回すように依頼したが、車の到着と待つ間、けがをしていた被告人A4を駐在所奥の椅子に座らせ、同A3を入口から右奥に立たせ、その側で絶えず警察官らが被告人らを監視し、更に、被告人らが携帯していたバッグ等の中身を確認するため、F14、F17両巡査が被告人A3が持っていたナップザックを、F13巡査部長、F15巡査が同A4の持っていたスポーツバッグを、それぞれ取り上げようとしたところ、被告人A3は、「何するんだ。」と言って、右ナップザックを抱え込んで放さず、同A4も、無言で同様にしてスポーツバッグを抱え込んで放さなかったことから、それぞれ右警察官らと引っ張り合いとなった。

警察官らば、このようなバッグ等を放そうとしない被告人らの強い拒否的な態度を見て、その場所が面積も約五・六平方メートルという狭い駐在所であり、二面がガラス戸やガラス窓であることも考え、無理に取り上げようとして被告人らをいらずらに刺激し不測の事態を招くのも得策ではないと判断し、また、外部から触った際の感触で内容物に兇器類のないことがほぼ推測され、しかも、身柄は逮捕によって既に確保され、警察官らの監視下にあったので、このまま被告人らに所持品を持たせたままにしておいても隠匿、損壊等の危険もなく、町田署に連行後に取り上げもままにしておいても隠匿、損壊等の危険もなく、町田署に連行後に取り上げることを中止し、被告人両名にそれぞれのバッグをそのまま持たせていた。

- (8) その後、連絡により前記の交通検問車が到着したので、午後四時三〇分ころ、警察官らにおいて被告人らの両腕を抱え同車に乗せて同所を出発し、同四時五〇分ころ、直線距離にして約三キロメートル離れた町田署に到着した。そして、直ちにF14巡査らが被告人A3を本館一階の刑事課取調室に、F15巡査らが同A4を別館二階少年係取調室にそれぞれ連行した。E1バス停横の脇道で被告人両名を逮捕した後、連行途中や前記駐在所で車を待つ間、被告人両名は、前記のように携帯していたバッグ等を取り上げられまいとして抵抗を示したものの、そのほかには、逃走したり、暴れるようなこともなかったので、手錠は使用されず、このことは取調室に入ってからも同様であった。
- (9) 右取調室において、F14巡査は、午後五時ころ、被告人A3からナップザックを取り上げ、すぐにこれを取調室前の大部屋に持参し、その中身を確認し、同六時ころから現行犯人逮捕手続書(ただし、司法巡査F17、同F20及び司法警察員F16との連名となっている。)の作成に取りかかり、同一〇時半ころからは捜索差押調書、押収品目録交付書の作成にかかった。

また、F 15巡査は、被告人A 4を少年係取調室に連行してすぐに、同被告人からスポーツバッグを取り上げ、被告人にも示して中身を確認した後、午後五時半すぎころ、本館二階講堂で他の警察官にこれを渡し、同所で同六時ころから同八時ころにかけて、現行犯人逮捕手続書(ただし、司法警察員F 1 3、司法巡査F 2 1、同F 2 2 との連名となっている。)のほか、捜索差押調書、押収品目録交付書を作成した。

(10) 被告人A4については、午後五時三〇分ころまでに、同署公安係のF18巡査部長が弁解の機会を与え、弁解録取書を取ったが、その際、同被告人がけがの治療を要望したため、町田市内のH2病院に同被告人を連れて行き、同七時一五分ころ、治療を受けさせた。また、同A3については、分散留置後の調布警察署において弁解録取書が取られたが、それ以前の町田署においては、弁解録取書は取られることなく終わっている。

(11) 被告人A4が逮捕時に着用していた衣類及び履いていた運動靴等については、二月九日、勾留場所である右町田署において、また、同A3が逮捕時に履いていた運動靴についても、右同日同じく勾留場所である右調布署において、それぞれ裁判官の発付した差押許可状により押収がなされた。

二 以上の事実によれば、F 1 4 巡査らが、交通検問車から降車して、口々に「待て」と大声をあげながら、被告人らを追いかけたのに対し、被告人らがこれを無視して歩き続け、途中から小走りとなって脇道を進み、警察官らから遠ざかろうとしたことは、刑事訴訟法二一二条二項四号にいう「誰何されて逃走しようとするとき」に当たり、また、被告人A 4 の頬や鼻などに、内ゲバ事件の乱闘中に生じたと認められる新しい傷痕が存したことは、同被告人のみならず、これと行動を共にしていた被告人A 3 との関係においても、同条項三号にいう「身体に犯罪の顕著な証跡のあるとき」に当たるということができる。

〈要旨第一の(二)〉そして、右被告人らが発見されたのが、時間的には本件犯行

終了後約一時間四〇分を経過した後であり、場所〈/要旨第一の(二)〉的にも右犯行 現場から直線距離にして約四キロメートル離れた前記のE1入口バス停付近であっ たとはいえ、被告人らはいまだ警察の犯人検索網から完全に離脱したわけではな 本件警察官らは、前記の無線情報やC2大学職員、他の警察官、タクシーの運 転手等から得た情報、あるいは、犯人検索途中の道路脇に内ゲバ事件の犯人の物と 思われるマスク、タオル、雨具等が遺棄されていた状況等から、犯人の通りそうな 逃走経路を追跡、検索していた最中に、被告人らを発見したのであって、これらの 事情にかんがみると、被告人らと本件内ゲバ事件との結びつきや時間的、場所的接 着性に関する明白性も十分に認められ、前回条項にいう「罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるとき」に当たるということができる。

したがって、右被告人らを本件内ゲバ事件、すなわち、兇器準備集合、暴力行為 等処罰に関する法律違反、傷害罪の準現行犯人と断定し、前記脇道において右被告 人らを制圧し、逮捕した前示のような警察官らの行為は、いずれも適法な逮捕行為

ということができる。 〈要旨第二の(二)〉そして、被告人らの携帯していたバッグ等については、逮捕 した右脇道では、前示のような理由から、簡単〈/要旨第二の(二)〉に外側から触っ 「2004年の大海男才スロレビめ、駐在所において、被告人らからこれらを取り 上げようとして差押に着手したところ、被告人らの抵抗にったため、その場ではこ れを中止し、右駐在所から直線距離にして約三キロメートル離れた町田署に被告人 らを連行した後、間もなく同所で右バッグ等を押収したことが認められる。これら の事情からすれば、右の押収は、逮捕時点や逮捕の地点から若干隔っているとはい え、なお、逮捕との時間的、場所的接着性を失うものではなく、被告人A2について述べたと同様、令状なしの押収が許される根拠となる証拠存在の蓋然性、押収の緊急性、必要性が認められることに変わりはなく、逮捕の地点で実施すべき所持品 の押収をその場で行わず、被告人らに持たせたままにして、その後町田署において 行ったとしても、被告人らの人権の保障上格別の弊害はないということができる。 したがって、これらの押収は、いずれも刑事訴訟法二二〇条一項二号にいう「逮捕 の現場」でなされたものと認めて差し支えなく、その押収には何ら違法とすべき点

はないというべきである。 また、前述のように、被告人らに対する逮捕手続が適法である以上、被告人らの 勾留を違法視すべきいわれはないから、前記の差押許可状による各差押もそれぞれ 適法有効なものということができる。

これに対し、原判決は、被告人A3及び同A4らのバス停からの立ち去り状 況、逮捕行為の有無、町田署連行後の状況等について、右被告人らの各供述と警察 官らの各証言とを対比させつつ、次のとおり判示するので、以下、これらの点について検討することとする。 (1) バス停からの被告人らの立ち去り状況について

原判決は、右の点につき、F14巡査やF13巡査部長らは、被告人らはバス停から小走りで脇道に入って行った旨証言しているが、同じ警察官でも、F16巡査 部長は、「走っていない」旨証言していること、被告人らも、「右バス停でバスかタクシーを待っていたが、なかなか来ないので歩いて駅に行こうと思った。」、 「警察のバスが通ったから歩き出した訳ではない。」、「バス停から脇道にゆっく り歩いた。小走りではない。」「この細い道を経て駅に行けることは前から知っていた。」旨供述していること、警察官らが交通検問車の停止位置から被告人らに追いついた地点までの約五〇メートルの距離を走っている間に、被告人らはバス停か ら一〇メートルないしは二〇メートルの距離を移動したにすぎず、かなりゆっくりしたものであることなどから、この段階で被告人らが逃げようとしたとみることは できない、また、F 1 4 巡査らは、「被告人らは警察官に取り囲まれたとき、これを押しのけて前に二、三歩進んだ。」旨証言しているが、他方、F 1 3 巡査部長によれば、「二人は素直だった。」とも証言しており、この段階で、逃走しようとしたとみることもできない、そのほか、本件においては、他に被告人らが逃走しようとしたことを窺わせるような事実は認められず、被告人らにおいて、刑事訴訟法二一二条二項四号にいう「誰何されて逃走しようとした」事実はない旨判示する。 しかしながら、「1」F14証言によれば、被告人らも同車両を注視していた様 、「2」F14巡査ら警察官が乗車し、内ゲバ事件の犯人検索に 子が窺われること 当たっていた交通検問車は、車体を日と黒に塗り分けて、「警視庁」の文字が入っ ており、屋根に赤色灯も設置され、一見して警察車両と分かるものであること

「3」被告人らは、内ゲバ事件に関与していたことの動かぬ証拠となる所持品を携

ぶる問題であるといわざるをえない。 そして、前記関係証拠によれば、被告人らが警察官らの制止を受けた地点は、E 1入ロバス停から約二〇メートルほどの距離にあったと認められるが、警察官ら 約五〇メートルの距離を全速力で追いかけてくる間に、被告人らがこの距離を進力で追いかけてくる間に、被告人らがこの距離を進力で追いかける。 だということは、決して、原判決がいうような「かなりゆっくりとした普通の歩行速度程度のもの」ではなく、最初は通常の歩行速度で歩いていたにしても、途中からは小走りになったという、F14、F13証人らの供述する事実を窺わせるではない。」旨供述したとしても、これは同巡述るものであり、これにすぎず、この証言は、被告人らが途中から小走りになったという事実と何ら矛盾するものではない。

「これに反し、被告人両名の供述は、いずれも、検察官の質問に対しては黙秘を繰り返すほか、前述のように、交通検問車は見ていないとし、バス停を離れた理由についても、バスがなかなか来ないので、成瀬駅まで歩いて行こうとしただけで、警察官らが来たことと関係ない、また、警察官らが後ろから「待て」といったことを口々に言って来るのは分かっていたが、何のことか分からなかった、ズボンや靴の泥の付き方も特に汚れているとは思わない旨供述するなど、虚言が多く、到底信用できるものではない。

なお、刑事訴訟法二一二条二項四号にいう「誰何されて逃走しようとするとき」に当たるとするためには、何も犯人が疾走することまで必要とするものではなく、本件被告人らのように、警察車両が停止し、降車した警察官らが、口々に「待て」と言って駆けてくるのを承知しながら、これらの警察官から職務質問を受けたり、所持品検査を求められたりするのを避けるため現場からの離脱を試みたものである以上、当初は通常の歩行速度でバス停を離れ、その後も、怪しまれないように、小走り状態にとどまったにしても、右条項にいう「誰何されて逃走しようとするとき」に当たるものと解すべきである。

(2) バス停付近の脇道における逮捕行為の有無について

原判決は、警察官らがE1入口バス停付近において被告人らを発見、制圧したときに、被告人A4の右頬や鼻に新しい傷痕があったことは、同被告人のみならず、 一見して同じ仲間と思われる立場にあった同A3との関係においても、準現行犯逮 捕の要件の一つである「身体に犯罪の顕著な証跡があるとき」に該当し、かつ、右発見時の被告人らの状況が「罪を行い終ってから間がないと明らかに認められる」場合に該当する旨判示するが、右判断及びその理由とするところは、おおむね相当としてこれを是認することができる。

ところが、同判決は、このような認定、判断にもかかわらず、右の時点で警察官らが被告人らを準現行犯人として逮捕したとすることには多くの疑問が存し、消極に考えざるをえないとするので、この点について、当審の判断を加えることとする。

まず、原判決は、被告人らの供述に依拠して警察官らの証言の信用性を否定する 旨の判示をするが、原判決が依拠した被告人らの供述の信用性にこそ、むしろ多大 の疑問があり、この点の判断には到底是認しがたいものがある。

しかしながら、原判決が、右「1」及び「2」において述べるところをみると、 警察官らがバス停横の脇道で手錠を使用しなかったことを被告人らに対する準現行 犯逮捕のなかったことの有力な情況事実と考えているふしが窺われるが、いうまで もなく、手錠をかけなかったからといって、逮捕行為がなかったと直ちに結論づけ られるものではなく、逮捕行為の有無は、当然のことながら、警察官らの逮捕意思、逮捕要件の具備状況及び警察官らにおいてどのような有形力を行使して対象者を実力支配下に置いたかによって判断されるべきところ、本件においては、前記のように、警察官らが八名がかりで被告人ら二名の両腕を取り、前後を取り囲むなどしてこれを制圧し、身柄を拘束した状態で駐在所に連行し、連絡をとった交通検問車が迎えに来るまで同所で監視を続け、更に、同車に乗せて警察官らがそれぞまに当人両名の左右に座り、逃走等ができないようにして町田署に連行し、そのまとは自事室に入れたというのであるから、まさに強制にわたる有形力の行使があったというべきで、この事実と身柄拘束に当たった警察官らの前記の逮捕意思や準現行ととするで、この事実と身柄拘束に当たった警察官らの前記の逮捕意思や準現行ととしてよい。

確かに、前記認定のように、被告人らが所持するバッグ等を取り上げられまいとして、駐在所においてかなり頑強に抵抗した状況からすれば、客観的には、その場で手錠をかけて、否応なくこれを取り上げた方が妥当であったともいえるが、それは、このような紛議が生じたために事後的にそう判断されるというたけのことであり、また、そうした方が逮捕の現場における捜索差押としての時間的、場所的接着性をより明確に保ち、えたということであって、手錠を使用しなかった警察官らの判断がそう責められるものではなく、また、もとよりこれによって、逮捕の事実とのものが左右されるものではない。ましてや、町田署に連行された後に被告人らが手錠をかけられなかったことは、逮捕の有無の認定になおさら影響を及ぼすものではない。

したがって、この点に関する原判示は、被告人らに対していまだ逮捕が行われていないという自らの判断がまず先行し、その判断を前提として、警察官らの証言を「正式に逮捕していることを強調したい余り」の「創作」と決めつけたものであって、所論も指摘するように、予断から出発した判断という批判を免れない。

て、所論も指摘するように、予断から出発した判断という批判を免れない。 なお、原判決は、警察官らが準現行犯逮捕をするに当たっては、被疑者に対して 罪名を告げて(準)現行犯として逮捕する旨を明確に告知することが必要である旨 判示するが、法律上このようなことを明確に告知することが要求されていないこと は、現行犯逮捕の本質からみて、当然のことであり、原判決は、この点において、 事実認定ばかりでなく、法律判断においても、誤りをおかしているものといわざる をえない。

以上判示してきたところがらも明らかなように、被告人らに対する逮捕行為そのものは、準現行犯逮捕の要件具備の状況、警察官らの逮捕意思及び身柄拘束の程度等からみて、既にE1入口バス停付近の脇道において行われたものと認められ、また、被告人らの所持品に対する差押は、一旦、前記駐在所において着手されたものの、被告人らの抵抗にあって中断され、町田署において改めて実施、完了したものということができる。

(3) 町田署連行後の状況について

このように、逮捕行為そのものがE1入口バス停付近の脇道において既に行われていることは、動かしがたい事実であり、したがって、町田署に連行された後の被

告人らに対する逮捕手続の履践状況や捜索差押の実施状況は、逮捕手続等の適否を 判断するうえで慎重に検討されなければならないとしても、右の逮捕行為そのもの の存否を左右するものではない。ところが、原判決は、町田署連行後の状況をも加 「以上の事実を総合すれば、警察官らは、前記バス停付近で被告人両名に つき本件内ゲバ事件の被疑者として身柄を確保したものの、その段階では正規に逮 捕手続をとるべきか否かについて判断ができず、事実上その身体を拘束した状態で、成瀬駐在所を経て町田署まで連行したものであるが、同警察署においても果たして被告人らが本件内ゲバ事件に関与したとされるA1派に属する者かどうかについて判断てきず、結局、当日午後六時以降になって、同署に赴いた警視庁のA1派担当警察官二名による被告人らの顔確認の結果、被告人らがA1派の活動家である。 との判断を得て、その時点で漸く逮捕するとの方針を固め、その逮捕手続をとるに 至ったものとみることが相当と考える。」旨判示し、更に、それに基づいて、「被 告人A3及び同A4については、前記E1入口バス停留所付近で準現行犯逮捕をな 一人なる及び向内なりについては、前記に「ハロハヘア田が内型で手切りに返開さるし得る要件を充たしていたとしても、その時点で明確に準現行犯人としての逮捕手続を全くとらないまま、事実上身柄を拘束し、それに引続きその拘束状態を長時間にわたり継続じたうえ、少なくとも当初の身柄拘束時点から二時間三○分間以上も後になって漸く逮捕手続をするに至った本件においては、その逮捕は違法と言わざるを得ない。」旨結論づけているのであって、原判決のこの判断は、被告人A2にるを得ない。」旨結論づけているのであって、原判決のこの判断は、被告人A2に ついての原判示と同様、E1入口バス停付近における警察官らの身柄拘束行為の実 質が逮捕であることを無視した、本末転倒の誤った判断と言わざるをえない。被告 人らに対する準現行犯逮捕の要件は充たされており、本件身柄拘束はその容疑を根 拠として行われているのに、この身柄拘束を逮捕とみずに何故違法な身柄拘束とす るのか、原判決の判断は理解しがたく、検察官が批判するところも尤もと思われ る。原判決が、逮捕と認められるための要件として、被疑者らに罪名を告げて (準)現行犯として逮捕する旨を明確に告知することを求めているのは、過大な要 求であり、かつ、この手続が履践されていないことを逮捕がなかったことの重要な

根拠としたことが誤りであることは、先に判示したとおりである。 これらの点は、原判決の判断過程の根本的な問題点であるが、被告人らを町田署

に連行した後の状況について、原判決が判示するところを更に検討する。 原判決は、町田署到着後間もなく被告人A4からバッグを取り上げた旨のF15 巡査、F16巡査部長の、被告人A3からナップザックを取り上げた旨のF14巡査の各証言について、「1」F15証言が「取調室でバッグの中身を見た時、他の 警察官はいなかった。」と言っているのに、F16巡査部長がこれを見ていたというのも納得し難いこと、「2」F15証言やF16証言でも、被告人A4からスポ 一ツバッグを取り上げる以前に同被告人がライナーを出して着たことはない旨述べ ているのに、同被告人の勾留状には、ライナーを着用している同被告人の写真が貼付されており、右写真撮影が被告人A4の述べる時刻以前(少なくともF15巡査やF16巡査部長が右ナップザックを取り上げたとする時刻以前)になされたとみるべき証拠は全くないこと、「3」F14証言についても、同証言は、「(被告人A3のナップザソクなどについての)捜索を押調書は午後一一時ころ完成した。」 ともしており、被告人A4の場合と対比して考察すれば、同巡査が同被告人のナッ プザックを取り上げたとする時刻については信用できないことなどから、これらの 証言は信用しがたいとするほか、「4」被告人らにつき顔確認後に逮捕番号が付け られたことや、「5」被告人らよりも一時間以上も早く町田署に連行された被告人 A2の逮捕番号が後に連行された被告人A3及び同A4よりも後順位となっている こと、「6」更には、被告人らいずれもが、当夜、夕食をとらされていないことな どから、被告人両名を逮捕した場所は、町田署内であると認定する。 しかしながら、「1」の点については、取調室には多数の警察官らが出入りし

F16巡査部長も出たり入ったりしていたというのであるから、F15巡査が被告 人A4のバッダ等の中身を確認しているのを同巡査部長において見たとしても、 向に不思議はなく、これにF15巡査が気づかないこともありうるので、F16証言が直ちにF15証言と矛盾するとは考えられない。F15巡査の証言するところ は、「F21巡査が状況説明に行き、自分は残っていたが、そのとき、被告人A4がバッグを机の上に置いたので、たしか『よし、見せろ。』と言って、取って見た、相手はちょっと上目づかいでこちらを見ていたが、後は終始黙っていた、自分 がバッグを取って、一号の目の前で、チャックを開け、『笛たな。』とか、『濡ているな。』とか、『泥で汚れているな。』というようなことを言いながら出し た。」というのであって、押収の際の状況や笛など動かぬ証拠物を突きつけられ、

黙ったまま時折上目っかいで同巡査の方を見ていた同被告人の有様などが如実に語られており、極めて迫真性に富むものであって、十分信用することができる。したがって、F15巡査がスポーツバッグの在中品を確認している際、これを見ていた警察官がいたかどうかという点についての証言の食い違いが、同巡査の証言の信用性にさほど影響を及ぼすものとは考えられないし、F16巡査部長の証言との間に食い違いがあったとしても、この点から、F15巡査の証言する捜索差押の時刻に原判決がいうような疑問が生ずるものでもない。

次に、「2」のライナー着用の件については、被告人A4の供述によれば、「午後六時ころ、寒かったので、所持していた自分のスポーツバッグの中からジャである。」というので、所持してセーターの上から着た。」というのであるが、もし、この時刻まで、スポーツバッグの在中物が同被告人の自由になののであるれば、寒話問となるのであって、この点をも考えると、右バッグにとも十分に大のかが疑問となるのであって、この点をも考えると、右バッグにとも十分に大のが疑問となるの配慮によって始めて着用できたということも十分によるない。本件当日、町田署は、多数被疑者の逮捕等によって混乱、F1を離れており、また、この種事件の取扱いに不慣れなこともあれて行った表があるがある。本件当代の取扱いに不慣れなこともあれて行った捜査というがあるが、また、この種事件の取扱いに不関れなこともあれて行った捜査がよっきりしないからといって、右の可能性を否定することはできない。

F15証人は、午後五時三〇分から四〇分でらいのころに、押収品を講堂の方に 持って行き、同六時ころから捜索差押調書や押収品を付出数されている 知識者写真を原審法廷において、このような言態度かられているとなく、その証言を維持しているのであって、このような言態度かられてがあるに 証人の証言を維持しているのであって、このような言態度かられてがないでき、この証言は、F15巡査から右バッグらはでき、この証言は、F15巡査から右バッグらはできなく、その証言は、F15巡査かられてがないできない。 にということを強くをは記拠価値のない裏地のライナーをジャンパーのではないしたということを強く推認させるものである。したがって、同証人らの証言は、中刻と被告人A4が写真撮影時にライナーを着用していたという事実とは、時刻と被告人のはないし、同被告人の供述から押収がなされたのは午後六時ころは降であるという結論が導き出されるものでもない。

また、「3」の点も、捜査書類の作成に不慣れな若い外勤警察官であるF14巡査が関係書類の作成に手間取ったというだけのことであり、しかも、同巡査は、捜索差押調書作成の以前に、「現行犯人と認めた理由及び事実の要旨」につきかなり長文の記載のある現行犯人逮捕手続書を作成しているのである。したがって、同巡査が逮捕時のそれぞれの出来事の時刻や場所を確認し、各警察官らの行動を想起し、起案をするために、相当の時間を要したことは容易に推察されるところであって、捜索差押調書の作成に着手する時刻やその完成が遅かったということから、捜索差押自体の時刻が遅かったことまで推認することは、相当ではないというべきである。

「4」、「5」の点については、被疑者に対する逮捕番号が必ずしも逮捕順ある は引致後直ちに付されるものではないこと、逮捕番号はF11刑事の町田 A20 前に既に被告人らに付されており、署内を見て回ったの後に被告人A40 対する弁解録取書の存在及び当審証人F18の供述において取り当日を決定を持ていること、同被告人は、午後七時ころには右F18巡査部長には、午後七時ころに逮捕を告げられてがずするが作成されていること、同被告人は、午後七時ころに逮捕を告げられる「自被を事が作成されたのは、年後であるにまける治療時刻を相容があるにおけるおり、原認いて、本のであることは、明らかであるにおける治療時刻にであるにといるが、「6」の点について、といいの点に対するものであることは、明らかであるといってという。「6」の点について、署内では対するまで配慮が行き届かなかったというまスにとどまり、逮捕の有無や逮捕時刻の認定にさほどの意味を持つものではない。

なお、被告人A3に対する関係では、町田署において弁解録取が行われず、分散留置後の収容先である調布署において初めて弁解録取書が作成されたことが認められるが、警察の扱いとしては、分散留置の場合には、受入れ署において弁解録取を行うのが本来的な扱いというのであるから、同被告人について町田署で弁解録取書

が作成されていないことも特に異とするには当たらず、各被疑者に対する扱いが区々に分かれたことは、当日の町田署の指揮命令系統の混乱から、指示者、取扱者によって各別の判断がなされたことによるものと考えられ、別段、この点に不審なところはないといってよい。

このような町田署に連行してからの状況からみても、当審の前記判示を覆すほどのものはなく、町田署に連行後、当日午後六時以降になって、漸く逮捕手続をとるに至ったとする原判示は、被告人両名の原審における供述を十分吟味することなく信用し、F14巡査らの警察官証言を不当に排斥したものであるという批判を免れないものであり、この点は、検察官の指摘のとおりである。

四 弁護人らは、被告人A3及び同A4との関係においても、詳細、多岐にわたる主張を展開するが、それらの所論が採用しえないものであることは、被告人A2についてと同様、原判決の当否について判示するところから、自ずから明らかなところである。ここでは、残されたいくつかの主要な論点を取り上げ、前同様、被告人A3及び同A4に対する逮捕手続及び押収手続の適否について検討する。

「5」被告人A3についても、同被告人が供述するとおり、町田署において午後八時ころ、弁解録取書が取られているはずであり、検察官がこれを証拠として提出でたいないのは、これによって、同被告人に対する弁解録取が当日の午後円に対する自己とが明白となり、同被告人A4の逮捕時間にの内検察官の主張が否定されることになるからである、前によいなが、このことは、取りもなお人A3ので対する現行犯人逮捕手続書をみると、詳細に記載されていなが、このに対するよりもなお人A3にないなが事実として存在しなかったことを示しているし、その他被告人A3にする現行犯人逮捕手続書には、F14巡査が自分で逮捕罪名をあげて逮捕告による。)など、多くの誤りがあり、到底信用できるもので逮捕また、また、お告人のおりがあると、この点に関する警察官らの記言も信用でないことが明らかである旨主張する。

しかしながら、「1」の点についてのF14証人の供述を子細にみると、同証人は、弁護人の反対尋問に答えて、「自分は被告人A3を逮捕しているが、名前は数日経ってからF12係長から聞いた、被告人A4についても同じである、A3は逮捕番号二号で、これは現行犯人逮捕手続書を書いている途中で捜査員が連絡しても、」旨供述し、その後、「逮捕番号一号というのはいつ知ったのか。」と答えたところ、弁護人から更に、「現行犯人逮捕れた。」「ずっとあとです。」と答えたところ、弁護人から更に、「現行犯人逮捕いには、「ずっとあとです。」と答えたところ、弁護人から更に、「現行犯人逮捕ると思う。」旨右供述を訂正しているのである。事件後一年以上も経過し、分がると思う。」旨右供述を訂正しているのである。事件後一年以上も経過したのでもない被告人A4については、記憶が不正確となり、名前を知ったのも、対れも後日のような供述となったとしても、さほど不思

議なことではなく、このことから、同証人の証言を虚偽と決めつけるのは当たらないというべきである。また、F17巡査やF16巡査部長との打ち合わせの点につ いても、F17巡査は、作成前にF14巡査と打ち合わせをしたことを認めている のであって、F14巡査もそれを念頭において証言したとも考えられるし、F16 証人との証言の食い違いについても、いずれの証言が正しいのかは判然としないと ころである。弁護人らは、これら証人の供述の食い違いを強調するが、むしろ、重 視すべきことは、これらの証人において、自分たちが町田署を出たり、幹部室に行く前にF14巡査が被告人A3の荷物を持って取調室から出て来たのを見た旨供述 している点であって、これらの証言からしても、同被告人の所持品に対する差押が 午後五時三〇分ころまでの間に行われていることが明らかである。「2」の点につ 「供述人」あるいは「午後五時三〇分」の部分の筆跡の太さ、力強さが他 の部分と異なっていることは確かであり、これらの部分は、内容事項と同時ではな く、むしろ、「逮捕番号町田一号」という記載と同じときに記入された可能性が大 である。しかし、このことは、同時に、右の内容事項を記載しているときには、ま だ逮捕番号が決まっていなかったことをも示しており、同証人は、午後五時半に弁解を録取して一時間くらいは経ったころに、この逮捕番号を書き入れた旨証言して いるのであるから、前記の「午後五時三〇分」という書き入れが逮捕番号の記入時 になされたものであっても、このことから、弁解録取書の作成時刻が揺らぐもので 「3」の点については、F18証人は、弁解録取を終えて部屋に戻ってす ぐ電話をしたということではなく、「ある程度時間が経っていたと思うが、そんな に長い時間ではなかったと思う。」旨証言しているのであって、右の証言から弁解 録取の終了時期を所論のように推認することは相当ではない。また、「4」の点について、F16巡査部長が証言するところも、「防犯課の取調室には午後五時ころ から同五時半すぎくらいまでいた、その後、七時か八時ころまで、幹部室で、係長 とその日の交番勤務についての打ち合せをやっていた、五時半以降に、逮捕手続等 について書類を書くということになり、それで全部が残っている必要がなくなり、 係長と書類作成者以外の者は、交番あるいはパトカー勤務に服せということで、 時か八時ころ勤務に就いた。」というのであって、右証言によれば、午後五時半以降になって、手続書類を書くことになり、書類作成者等以外の者は本来の勤務に就くことになったので、F16巡査部長は、午後五時半すぎころ、取調室を出で、幹部室に行き、係長とその日の交番勤務についての打ち合わせ等をし、七時か八時ころになって、実際の交番勤務に就いたことが認められるのである。したがって、ころにまった。新学のように、「大時か八時だくになって、ころもくまままの話意 の証言から、所論のように、「七時か八時近くになって、ようやく手続書類の種類 とこれを作成する者が決められた」と推認することは、右証言を著しく誤解したも のというべきである。「5」の点については、町田署において、当初、通常の事件 と同様の処理手続が取られ、弁解録取書等も一部作成されていたが、前記F11刑 事が来署してからは、本件が内ゲバ事件であること及び被疑者らが多数に上ること から、いずれ、いわゆる公安部長指定事件として、分散留置になる旨が示されたた め、そのころ、まだ弁解録取を終わっていなかった被告人A3については、同署で 弁解録取書を取る必要がなくなり、その作成が見送られたものと推認されるのてあ って、弁護人の所論は、いささか憶測にすぎるものというほかない。 「6」の点に ついても、現行犯人逮捕手続書に逮捕前の職務質問の内容を詳細に記載する必要は 必ずしもなく、被告人両名に対する各逮捕手続書程度の記載で十分であり、その場 での職務質問の具体的内容は、警察官ら証人がそれぞれ証言するとおりであると認 められるので、所論は理由がないし、F14証言によれば、F13巡査部長が大声 で二人に向かって言うような言い方で、被告人A4に「内ゲバの犯人として逮捕す る。」旨を告げたので、同巡査かこれを受けて、被告人A3に「分かったな。」と 言ったというのであるから、現行犯人逮捕手続書にF14巡査自身か「被疑者に対 し兇器準備集合および暴力行為等処罰に関する法律違反ならびに傷害の現行犯人と して逮捕する旨告げた」と記載しても、あながち誤りというほどのものではない。 ましてや、逮捕場所を前記バス停横脇道と記載すべきところを「同バス停前路上」 とした点などは、やや不正確とはいえ、瑕疵ともいえぬ程度の要約記載といってよ い。

捜索差押調書についても、差押場所の記載としては、成瀬駐在所で被告人らとバッグ等の取り合いをしているので、同所で差押に着手したことは認められるものの、現実に差押が完了したのは町田署であるから、本来的には、町田署を差押場所として記載すべきであり、その限りにおいては、右記載に誤りがあるということになるが、F14巡査らとしては、被告人らを逮捕場所から成瀬駐在所まで連行する

間に、被告人らの衣服やバッグ等を外側から触って危険物がないかどうかを確かめ、更に、右駐在所で被告人らからバッグ等を取り上げようとし、これを中止してからも、被告人らに「差し押さえるからな。」と告げて、警察官らの支配下に被告人らに持たせた形となったので、ここで捜索差押か行われたことになると理解し、前記のように記載したことが認められるので、この誤りも、前述のとおり、町田署における差押が「逮捕の現場」における差押と認められる以上、捜索差押場所の記載の誤りにとどまり、被告人両名に対する捜索差押手続それ自体の違法、無効を招来するものではない。

なお、「1」ないし「6」の点を通じ、各証人の証言相互間、あるいは個々の証言中にも、所論指摘のような食い違いや混乱の存することが認められるが、そもそ もこれらの証人は、事件当日より、原審証人にあっては、一年余ないし四年余、当 審証人にあっては、実に八年近くも経ってから、その日の出来事について詳細な供 述を求められたのであって、そのため、証人らの記憶が消失したり、あいまいなものとなり、供述が混乱したこともある程度やむを、えないところである。ことに、 被告人らを町田署に連行した後に同署で各種の手続をとった状況、その時期時刻、先後関係、手続に関与した警察官の氏名や言動等、記憶に残りにくい手続事項につ いては、当時、署内が応援で来署した他署の警察官や被疑者等、関係者らが多数い 、雑然としていた関係もあって、失念、誤認、混同の可能性も大きく、 の記憶の保持や正確性の確保が極めて困難な状況にあったことが窺われる。それに もかかわらず、各証人において、弁護人から細部にわたって詳細な供述を繰り返し求められたりしたため、はっきりしないことまで記憶にあるように供述したり、逆 に、単に失念したのではないかと思われる事項についても、そのような事実がなかった旨証言し、他の警察官証人の証言に疑問を持たせてしまっているふしも見受け られ、そして、 ,更に追及されて訂正を重ね、あるいは、無理にこれを取り繕うなど して、その信用性に疑いを抱かせてしまっている部分も少なくない。しかし、以上 のような事情をも斟酌しつつ、各証言内容を慎重に考察すると、食い違い等にもや むをえないところがあると認められ、かつ、その多くは、弁護人の指摘とは異な り、さほど重要でない細部の事項にかかるものであって、証言の根幹部分に影響するところは少なく、各証人の証言全体の信用性は必ずしも否定されるものではない。また、手続書類についても、その作成に長時間を要したため、手続そのものの 行われた時期が疑われたり、内容的にも、不正確なものや杜撰な記載も少なくな く、所持品の差押場所等の記載にみられるように、その法的判断を誤ったと思われるものも存するが、これとても、手続書類の不備にとどまり、手続そのものの遅れ を推認させたり、これらの手続を違法、無効とするものではない。これらの点は、 被告人A2についても同様である。

したがって、弁護人らの主張は、いずれも採用するに由ないものというほかない。

五 結局、原判決は、前記バス停横の脇道における被告人A3及び同A4に対する警察官らの制圧行為を逮捕と認めず、その後の身柄拘束行為を違法な身柄拘束としたうえ、被告人A2の場合と同様、町田署において初めて同被告人らに対して逮捕手続がとられた旨認定し、この逮捕をも違法とした結果、これらの身柄拘束を利用してなされた押収手続まですべて違法としたものであって、その誤りは容認しがたいものである。

第三 結論

以上のとおり、本件被告人三名に対する準現行犯逮捕及び各証拠物の押収は、いずれも適法に行われたものであるから、右各証拠物のほか、原判決指摘の各証拠につき、その証拠能力を否定すべきいわれは全くなく、右逮捕及び押収が違法であるとの前提のもとに、これらの証拠の証拠能力を否定し、他に本件公訴事実を認めるに足る証拠はないとして、被告人らをいずれも無罪とした原判決は、訴訟手続の法令違反をおかしたものというべきであり、その違反が判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、原判決は、到底破棄を免れない。論旨は理由がある。

らかであるから、原判決は、到底破棄を免れない。論旨は理由がある。 よって、刑事訴訟法三九七条一項、三七九条により、原判決を破棄することと し、同法四〇〇条ただし書により、更に次のとおり判決する。

(罪となるべき事実)

被告人三名は、

第一 ほか多数のA1派に所属あるいは同調する者らとともに、B1派に所属あるいは同調する者らの生命・身体に対し共同して危害を加える目的をもって、昭和六〇年二月五日午後一時五〇分ころから同二時二〇分ころまでの間、神奈川県川崎

市 a 区 b c 番地付近路上から東京都町田市 d 町 e 番地所在 C 1 大学構内に至る間において、多数の竹竿・鉄パイプを所持して集合移動し、もって、他人の生命・身体に対し共同して害を加える目的をもって兇器を準備して集合し、

に対し共同して害を加える目的をもって兇器を準備して集合し、 第二 右の者らと共謀のうえ、前同日午後二時すぎころ、前記C1大学構内において、別紙被害者一覧表記載のB2らB1派に所属あるいは同調する者七名に対し、竹竿・鉄パイプ等をもってその頭部・顔面・上肢・下肢等を多数回にわたり殴打し、突くなどの暴行を加え、よって右B2ら七名に対して同一覧表記載のとおりそれぞれ傷害を負わせ

たものである。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

よって、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 早川義郎 裁判官 小田部米彦 裁判官 仙波厚) (別 紙)

<記載内容は末尾1添付>